

「ふくしまメンテナンスエキスパートの会」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「ふくしまメンテナンスエキスパートの会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を福島県福島市に置く。

(目的)

第3条 本会は、ふくしまME認定者の技術力及び社会的地位の向上を図り、地域のインフラメンテナンスに貢献するとともに、郷土の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) ふくしまME認定者の技術力及び社会的地位の向上
- (2) ふくしまME認定者に関する制度の普及、情報収集及び調査研究
- (3) ふくしまME認定者の業務開発及び活用促進
- (4) インフラメンテナンスに関する技術交流や情報交換、及び調査研究
- (5) インフラメンテナンスを通じた社会貢献
- (6) インフラメンテナンスに関する行政への協力
- (7) 前号各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会したふくしまME認定者
- (2) 準会員 本会の目的に賛同して入会したふくしまME認定試験合格者
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛助するため入会した個人、法人又は団体

(入会)

第6条 本会への入会は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 登録の内容に変更が生じた場合も前項の規定を準用するものとする。
- 3 会員は、やむを得ない理由等により休会とする必要が生じた場合、休会届を会長に提出し、理事会の承認を得て休会することができる。

(会費)

第7条 会員は、この会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める額を納入しなければならない。

- 2 本会の活動に必要な費用を特別に徴収する必要がある場合は、総会の決議を経て、会員の臨時会費を徴収することができる。

- 3 前項の規定に拘わらず、理事会において別に定める規定により、理事会の決議によって納入する額の全部又は一部を免除することができる。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第5条に規定する正会員の資格要件を喪失したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- (4) 過去2ヵ年を越えて、会費を未納したとき。
- (5) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の事項に該当する場合には、総会の決議によって除名することができる。除名する場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----|-----------------------|
| 理事 | 10名以下 |
| 監事 | 2名 |
| 2 | 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。 |

(選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は、正会員の中から選任するものとする。
- 3 会長、副会長は、理事の互選による。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、規約及び総会の決議にもとづき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、理事の業務執行状況を監査するものとし、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告するとともに、必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会を招集する。

(任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって解任することができる。解任する場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第16条 本会の業務活動は無報酬とする。

第4章 総会

(種別)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第19条 総会は、この規約で定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(開催)

第20条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的を記載した電子メール等により招集の請求があったとき。

(3) 第13条第4項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第21条 総会は第13条第4項の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条2項の規定による招集があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電子メール等をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

- 2 総会出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 解散

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について電子メール等をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

(権限)

第27条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) 会長、副会長の選定及び解任に関する事項
- (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- (5) 緊急に処理すべき事項

(種類及び開催)

第28条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した電子メール等をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第13条第4項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電子メール等をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。
- 4 臨時理事会については、理事の過半数以上の同意があれば、電子メールによる決議を行うことができる。

(議長)

第30条 理事会には、第22条から第24条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 会計

(活動年度)

第31条 本会の活動は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(活動計画及び収支予算)

第32条 本会の活動計画及び収支予算については、毎活動年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(活動報告及び決算)

第33条 本会の活動報告及び決算については、毎活動年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

第7章 事務局

(設置等)

第35条 事務局の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第36条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) 活動計画、活動報告、収支予算、決算に関する書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

第8章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、総会の決議によって解散する。

第9章 補足

(委員会等)

第39条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。

- 2 委員会等は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(委任)

第40条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

当初制定：令和 5 年 6 月 19 日

附則

- 1 この規約は、令和 6 年 7 月 25 日から施行する。